

用語解説

用語	意味	ページ
【あ行】		
空家等対策の推進に関する特別措置法	平成 27 年 2 月 26 日に施行した法律で、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としている。	2
空家等	建物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（空家等対策の推進に関する特別措置法にて定義）	1
あき家バンク	売却・賃貸を希望される空家等の所有者に物件情報を登録していただくとともに、市内への移住・定住希望者や空家活用希望者にニーズ等を登録してもらうことで、空家等の所有者と希望者のマッチングを推進する取組のこと。	22
空家率	住宅総数に占める空家の割合のこと。	9
泉大津市総合計画	泉大津市総合計画条例に基づき、本市の最上位計画として位置づけるもので、市の将来のあり方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、市民と行政が市の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画。第 4 次泉大津市総合計画は計画期間が平成 27 年から平成 36 年となっている。	2
泉大津市住宅マスタープラン	泉大津市における住宅政策の総合的かつ計画的な推進に向けて、住生活にかかわる施策の目標や展開を示すもの。現行計画は計画期間が 2019 年度から 2028 年度となっている。	2
インスペクション	住宅に精通したホームインスペクター（住宅診断士）が、第三者的な立場かつ専門家の見地から、住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所やその時期、おおよその費用などを見きわめ、アドバイスを行う専門業務のこと。	52
大阪版・空家バンク	民間団体や事業者等からなる「大阪の住まい活性化フォーラム」が設置する空家バンクで、大阪府内市町村等が設置する空家バンク情報とともに、大阪の住まいやまちの魅力を発信している。	56

※「ページ」には用語が最初に出てきたページを掲載

【か行】		
危険家屋	空家ではないが、損傷が大きく倒壊などの危険がある建物	13
共同住宅	1 棟の中に 2 つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや 2 つ以上の住宅を重ねて建てたもの。(住宅・土地統計調査にて定義)	10
行政代執行	所有者に代わり、行政が適正管理に向けた取組を行うこと。空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項に「第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき」は、行政代執行法の定めに従い、代執行できることと規定されている。	60
工作物	土地に定着する人工物のすべてをさす。	48
国勢調査	国の最も基本的で重要な統計調査として、国内に居住するすべての人を対象に総務省が 5 年ごとに行う調査。	5
国立社会保障・人口問題研究所	人口や世帯の動向を捉えるとともに内外の社会保障政策や制度について研究を行っている機関。	5
【さ行】		
財産管理制度	財産の所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者に代わって財産の保存や処分を行う制度。	62
市街化	家屋、商業施設や商店等が相当程度集積している状態のことをさす。	3
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地となっている区域およびおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るために定められる区域。	3
住宅・土地統計調査	我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に昭和 23 年から 5 年ごとに実施している調査。調査方法は抽出調査であり、結果は推計値である。	1
住宅ストック	新規建設される住宅（＝フロー）に対して、既存の住宅（＝ストック）をさす。	52

※「ページ」には用語が最初に出てきたページを掲載

住宅セーフティネット	低所得者、障害者、高齢者、外国人、子育て世帯、ひとり親世帯、犯罪被害者等、独力で住宅を確保することが困難な状態にある世帯が、その所得や家族、身体等の状況に関わらず最低限の安全な暮らしを保障するために誰でも住宅を確保できる環境を整える仕組みのこと。	56
人口シミュレーション	人口の将来予測をシミュレーションすること。	5
接道	建物を建てる敷地に接している道路のこと。	12
専用住宅	居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅のこと。（住宅・土地統計調査にて定義）	16
相続登記	被相続人（不動産の所有者）が亡くなり、相続の発生に伴って土地建物の権利者（または権利の割合）が変わった場合に、名義変更手続きを行うこと。	51
その他の住宅（空家における）	空家のうち、「別荘や一時的宿泊場のような二次的住宅」、「賃貸用」、「売却用」のいずれでもない住宅のことを示す。つまり、利用・活用予定のない空家のことを示す。（住宅・土地統計調査にて定義）	9
【た行】		
特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等。（空家等対策の推進に関する特別措置法にて定義）	2
【な行】		
長屋建	2つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。	10
二次的住宅	普段は人が住んでいない別荘等をいう。	9
【は行】		
文化住宅	木造の旧型アパート（共同住宅）	14
併用住宅	商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅。（住宅・土地統計調査にて定義）	16

※「ページ」には用語が最初に出てきたページを掲載

【ま行】		
無道路	道路に直接接していないことをさす。	17
【ら行】		
リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、価値を高めること。	57
略式代執行	行政代執行法で定められた文書戒告などの手続きを省いて代執行を行うこと。 行政代執行法の手続きが複雑なため、略式の手続きの特例が認められている。	60
老朽化家屋	経年劣化等により老朽化が進んだ家屋のこと。	13

※「ページ」には用語が最初に出てきたページを掲載